

## ◎農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律

(平成二五年二月二三日法律第一〇二号)

### 一、提案理由

(平成二五年一月二三日・衆議院農林水産委員会)

○林国務大臣 農地中間管理事業の推進に関する法律案及び農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明いたします。

現在の我が国の農業構造を見ると、これまでの農地流動化の結果として担い手の農地利用面積は農地面積全体の約五割となつているなど、かなりの変化が見られるところでありますが、農業の生産性を高めていくためには、法人経営や大規模家族経営などの担い手への農地集積と農地の集約化をさらに加速していく必要があります。

農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律

また、農業者の高齢化の進展に伴い、六十五歳以上の農業者が約六割を占めるのに対し、四十歳代以下の農業者の数は約一割と、世代間バランスが崩れており、将来にわたって安定的な農業生産を行っていくには、青年就農者などの農業への新規参入を促進していく必要があります。

さらに、法人経営の数はこの十年間で約二倍となり、地域農業において大きな存在感を持つに至っておりますが、農業の継続的発展を図っていくには、農業法人の数をふやすとともに経営内容の充実を図っていくことが必要です。

こうしたことを踏まえて、本年六月に取りまとめられた日本再興戦略においては、今後十年間で担い手が利用する農地を全農地の八割に引き上げること、定着する若年就農者を現在の二倍とすること、法人経営の数を現在の四倍とすることが目標に掲げられたところであり、こうした目標の達成に資するため、本二法案を提出した次第であります。

次に、これらの法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

次に、農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律案についてであります。

第一に、青年等の就農支援についてであります。新たに農業

経営を営もうとする青年等は、青年等就農計画を作成し、市町村の認定を受けることができることとし、認定を受けた者に対して日本政策金融公庫等が無利子資金の貸し付けを行うことができることとしております。

第二に、遊休農地に関する措置の強化についてであります。遊休農地に関する措置の対象を、耕作者が不在となること等により遊休農地化することが見込まれる農地にまで拡大することとしております。

また、遊休農地の所有者に対して農地の利用意向調査を行い、農地中間管理機構に貸し出す意向があるかどうかを確認することから手続を開始するとともに、都道府県知事の裁定による農地中間管理機構への利用権設定に至る手続を簡素化することとしております。

さらに、所有者が確知できない場合の公告の制度を改善することとしております。

第三に、農地台帳等の法定化についてであります。農地の集積、集約化を効果的に進めるため、農業委員会は、農地の所在、所有者、賃借権等の種類、存続期間等を記録した農地台帳及び地図を磁気ディスクをもって作成し、これを公表することとしております。

第四に、農業法人に対する投資の円滑化についてであります。

農林水産大臣の計画承認を受けて農業法人投資育成事業を行う投資主体として、現行の株式会社のほか、投資事業有限責任組合を追加するとともに、日本政策金融公庫は、大臣承認を受けた投資事業有限責任組合に対しても出資の業務を行うことができることとしております。

第五に、青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法を廃止することとしております。以上が、これらの法律案の提案の理由及び主要内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

## 二、衆議院農林水産委員長報告

(平成二五年一月二八日)

○坂本哲志君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

……………(略)……………

農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律案は、望ましい農業構造の実現に向けた農業の構造改革を推進するため、新たに農業経営を営もう

とする者に対する支援の充実、遊休農地の農業上の利用の増進を図るための措置の強化、投資事業有責任組合による農業法人に対する投資の円滑化等の措置を講じようとするものであります。

両法律案は、去る十一月十三日本委員会に付託され、同日林農林水産大臣から提案理由の説明を聴取した後、十九日から質疑に入り、参考人から意見を聴取するなど慎重に審査を行い、昨二十七日質疑を終局しました。

質疑終局後、両法律案に対し、自由民主党、民主党・無所属クラブ、日本維新の会、公明党及び生活の党の五会派共同提案により、市町村は、当該市町村内の適切と認める区域ごとに、当該区域における農業の将来のあり方等に関する事項について、農業者等による協議の場を設け、その協議結果を取りまとめ、公表すること、政府による本法律案の施行後五年を目的とした検討の対象を、農地中間管理事業及び関連事業のあり方全般に拡大し、その検討結果に基づいて講ずる措置を必要な法制上の措置その他の措置とする等の修正案が提出され、趣旨の説明を聴取した後、採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決され、両法律案はそれぞれ修正議決すべきものと議決した次第であります。

なお、両法律案に対し附帯決議が付されました。

農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律

以上、御報告申し上げます。

○委員会修正の提案理由(平成二五年一月二七日)

○玉木委員 民主党の玉木雄一郎です。

.....(略).....

ただいま議題となりました両修正案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

修正案は、お手元に配付したとおりであります。

.....(略).....

次に、農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律案に対する修正案については、農地中間管理事業の推進に関する法律案に対する修正に伴い、必要な技術的な修正を加えるものであります。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○附帯決議(平成二五年一月二七日)

(農地中間管理事業の推進に関する法律(平二五法一〇一)の附帯決議と一括して掲載)

### 三、参議院農林水産委員長報告(平成二五年二月五日)

○野村哲郎君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

(略)

次に、農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律案は、望ましい農業構造の実現に向けた農業の構造改革を推進するため、新たに農業経営を営もうとする者に対する支援の充実、遊休農地の農業上の利用の増進を図るための措置の強化、投資事業有限責任組合による農業法人に対する投資の円滑化等の措置を講じようとするものであります。

なお、衆議院において、農地中間管理事業の推進に関する法律案に対する修正に伴い、必要な技術的な修正が行われました。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、参考人を招致してその意見を聴取するとともに、政府及び衆議院修正案提出者に対し、衆議院における修正の経緯とその趣旨、担い手へ農地集積を進める必要性、農地中間管理機構による農地の貸付先の選定の在り方、農地中間管理事業への農業委員会の関与の必要性、農地中間管理機構関連予算の考え方と地方負担

の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知を願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、みんなの党を代表して山田太郎委員より両法律案に反対、日本共産党を代表して紙智子理事より両法律案に反対する旨の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終局し、順次採決の結果、両法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対して附帯決議を行いました。以上、御報告申し上げます。

#### ○附帯決議(平成二五年二月五日)

(農地中間管理事業の推進に関する法律(平二五法一〇一)の附帯決議と一括して掲載)